



行役場 印刷株式会社
東村所 印刷株式
浜印 印刷株式
北洋印 印刷株式

納税と申告 税務課

皆さん納税はお済みでしょうか。期限後納税は延滞金がつきまですの期限内納税をいたしましよ。

例年により、まもなく税金の月(三月)が近づいてまいります。私達税務課員は法律内において、いかに税金を少なく出来るかと日夜勉強にはげんでおります。納税者の皆さんも税について知識を広め適正な納税をいたしますようお願いいたします。

では納税申告はなぜしなければならぬか。

いかなる人でも、所得を有する場合は納税申告を必要といたします。私達は憲法に定める所により納税の義務を負う事になっており所得税法(国の収入)及び地方税法(市町村の収入)の規定により納税申告をしなければなりません。

現在の申告のあり方は個人が一年間の収入より、それにかかる経費を引いた残り、すなわち所得を自分で確かめる自主申告のたて前を用いております。

この申告制度を分類して二つにわられます。

一つは所得税や法人税(会社等の税)及び法人の事業税の場合を納税申告と呼ばれており、もう一

つは個人の住民税や事業税の場合を課税標準申告と呼ばれておりますが、普通私達が行なう場合、国税、地方税を同時に受けつけております納税共同相談と言っております。

これらが二月中旬より国税は三月十五日、地方税は三月二十日まで(本年は二十二日まで)の期限内で行なうのであります。

尚給与所得者で他に所得を有しない人は各事業所より給与支払報告書が出されますので申告の必要がありません。

所得の種類

では私達が所得を得る場合、又は申告する場合税法上何所得に属するか考えて見るだけでも興味あることと思えます。

それで所得の種類を簡単に一つ一つにしてみました。

一、事業所得(商売、工業、農業、水産業、医業、職業、そのたの事業が含まれる)

一、給与所得(俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給)

一、不動産所得(地代、家賃、不動産上の権利、貸付の所得等)

一、配当所得(会社等からうける配当等)

一、利子所得(銀行預金の利子又は公債、社債等の投資信託の収益の分配にかかる所得等)

一、譲渡所得(資産の譲渡による所得)

一、一時所得(一時的に得る所得)

例えば賞金、懸賞、賞品、金品、競輪競馬払いもどし金等

一、雑所得(以上の中に入らぬ所得)

一、山林所得(山林の伐採又は譲渡による所得)

一、退職所得(退職金)

以上が現在における所得の種類であります。

青色申告者へ

青色申告制度は所轄税務署の許可をうけた白色申告制度より、各種経費及び控除の特典の多い制度であるだけにむづかしさも一層多い所であります。昨年十二月十三日青色申告説明会が役場にて開かれまして、それを参考にして正しい納税の作成により、正しい納税をいたしましたよう。事後調査においてあいまいな処理をしておりますと追加更正をうけて増税になる事もありますから、十分研究して下さい。

税法改正について

減税対策の一環として所得税、住民税の各種、控除の引上げがなされますので下表の通り多年と比較して繰ってまいりました。

尚住民税についてはまだ決定数値が出ませんので決定有力数値を繰りました。

昭和40年度改正所得税の比較

| | 昭和39年度 | 昭和40年度 |
|-------------|-----------|---------|
| 基礎控除 | 117,500 | 127,500 |
| 配偶者控除 | 108,800 | 117,500 |
| 扶養控除 | 13才未満 | 13才未満 |
| | 38,800 | 47,500 |
| | 13才~14才 | 13才以上 |
| | 46,300 | 57,500 |
| 扶養控除 | 15才以上 | |
| | 50,000 | |
| 配偶者なしの1人目 | 70,000 | |
| | | 77,500 |
| 専従者控除 | 20才以上 | 20才以上 |
| | 143,800 | 172,500 |
| | 青色 | 20才未満 |
| | 113,800 | 142,500 |
| | 86,300 | 112,500 |
| 白色専従 | | |
| 生命保険料控除(最高) | 34,400 | 35,000 |
| 医療費控除(最高) | 150,000 | 300,000 |
| 損害保険料控除(最高) | 長期(10年以上) | 長期 |
| | 7,500 | 10,000 |
| | 短期(10年未満) | 短期 |
| | 1,500 | 2,000 |

昭和41年度住民税改正見込表の比較

| | 昭和40年度 | 昭和41年度 | 備考 |
|-------|---------|---------|----|
| 基礎控除 | 90,000 | 100,000 | 予定 |
| 扶養控除 | 1人目の場合 | 70,000 | 予定 |
| | 2人以上の場合 | 30,000 | |
| 専従者控除 | 青色 | 100,000 | 予定 |
| | 白色 | 60,000 | |

参考

- 給与所得控除が若干の引上げが決る
- 配偶者控除が創設される見込み(80,000)
- その他の諸控除は従来通りであります。また全体において数値が動くこともあります。

昭和39年度鴻東村一般会計歳入歳出決算

Table showing general account income and expenditure for 1964 (昭和39年度). Columns include category (款), budget (予算額), adjusted (調定額), actual (決算額), unmet (未済額), and rates (収納率, 決算率). Major categories include taxes (税金) and local delivery taxes (地方交付税).

Table showing general account expenditure for 1964 (昭和39年度). Columns include category (款), budget (予算額), actual (決算額), unmet (未済額), and rates (収納率, 決算率). Major categories include council fees (議会費), salaries (給与), and education (教育).

昭和39年度鴻東村一般会計歳入歳出性質別決算

Table showing expenditure by nature for 1964 (昭和39年度). Columns include item (科目), actual amount (決算額), and ratio (比率). Categories include personnel expenses (人件費), maintenance (維持), and construction (建設).

一、事業の実施状況について
昭和三十九年度における本村の国民健康保険の被保険者は年間平均六、二四五人、世帯数は一、〇三八世帯であります。昭和三十八年度年間平均より被保険者数は一五七人減少いたしました。これは産業構造の変化により、他の健康保険への移行及び県外への転出等によるものと思われま。総人口に対する国民の加入率は八七・三％であります。

昭和三十九年度鴻東村国民健康保険特別会計決算について

費、助産費、育児手当及び葬祭費であります。
二、収支の状況について
昭和三十九年度の歳入歳出決算における収支状況は、収入総額二千三百七十八万五千五百七十一円、支出総額二千三百五十七万七千二百七十九円となつて、収支差引では七十九万二千二百九十二円の歳入超過となりました。

昭和三十九年度決算について

総務課

昭和三十九年度決算が昨年十二月十六日議会で承認されましたのでお知らせいたします。

歳入につきましては、村税で予算二千三百八十万円に比して二千九百二十八万九千七百三十九円となり、五百四十八万八千七百三十九円の増で調定額に対する徴収率は九十一％となつており、前年度より四・四％の増であります。

歳入に比しては、村税で予算二千三百八十万円に比して二千九百二十八万九千七百三十九円となり、五百四十八万八千七百三十九円の増で調定額に対する徴収率は九十一％となつており、前年度より四・四％の増であります。

次に道路橋梁費は七百六十四万四千七百五十円で内訳をいたしましては、村道敷砂利・砕石代三百三十万一千五百六十円、県道改修工事負担金で百九十八万六千六百六十六円、大原下江橋新設工事二十四万五千円などであり、以上土木費の歳出合計は九百七十六万六千六百六十六円となり、予算は百四十七万九千九百四十円であります。

以上歳出の合計は一億九百九十六万一千七百四十四円でありまして、歳入一億二千四百三十三万三千六百八十八円との差引一千四百三十三万四千九百六十四円の残額は昭和四十年度への繰越となりま。繰越は単年度四百八十四万三千円となりま。この主な理由は、歳入におきましては村民各位の御理解と御協力によります徴収率前年対比四・四％の向上と特別交付税六百九十四万四千円の特交付であります。

村内生産所得は70,744万円36.2%増

昭和38年所得推計結果

新潟県は地域開発等の基本資料の必要から、昭和38年所得推計を県下7ブロック、36市町村に実施依頼があり、本村は昭和36年にひきつづき推計いたしましたので報告いたします。昭和38年中における経済活動によって生じた所得は、次のとおり推計された。

| | 所得総額 | 36年対比 |
|--------|----------|--------|
| 村内生産所得 | 70,744万円 | 136.2% |
| 村民分配所得 | 81,955万円 | 149.4% |
| 村民個人所得 | 81,660万円 | 131.9% |

となります。ちなみに36年所得と比較すると大目に伸びていることが分ります。言うまでもなく本村経済の全てを左右する水稲の豊凶によるものである。36年は未曾有の豪雨による凶作の年であり、38年は平年作といわれ約17,000俵多く収穫されているためである。

市町村村内生産所得

| 産業分類 | 所得額 | 千円 | 構成比 | % |
|------|---------|--------|-----|---|
| 総額 | 707,443 | 100.00 | | |
| 1 次産 | 542,946 | 76.75 | | |
| 2 次産 | 540,858 | 76.45 | | |
| 3 次産 | 2,088 | 0.30 | | |
| 金融 | 55,090 | 7.79 | | |
| 運輸 | 38,429 | 5.43 | | |
| 電気 | 16,661 | 2.36 | | |
| ガス | 109,407 | 15.46 | | |
| 水道 | 18,448 | 2.61 | | |
| 通信 | 15,070 | 2.13 | | |
| その他 | 6,845 | 0.97 | | |
| その他 | 929 | 0.13 | | |
| その他 | 48,461 | 6.85 | | |
| その他 | 19,654 | 2.77 | | |

経済土木課

これは36年産米より28.1%増加しているものであります。では生産所得を就業者1人当り平均を求めると、223千円となり県平均320千円の69.7%と低くなっています。農業部門だけをみると、193千円で36年所得の118千円より実に63.5%と伸び県平均140千円より37.8%多い結果がでております。

次に分配所得を全国、県と比較すると次のようになります。

| | 全 国 | 新 潟 県 | 潟 東 村 |
|------|--------|--------|--------|
| 36 年 | 145千円 | 126千円 | 73千円 |
| 38 年 | 183千円 | 163千円 | 110千円 |
| 対 比 | 126.2% | 129.3% | 150.6% |

となります。本村の伸長率の高いのは既に述べたような理由である。本村の分配所得は全国平均の60%、県平均より67.4%といづれも低くなっています。これは本村の産業構造に起因しているもので、第一次産業にウエートのかかる市町村ほど所得格差が大きい結果があらわれている。(文責星野)

市町村民配分所得

| 項 目 | 所得額 | 千円 | 構成比 | % |
|---------|---------|--------|-----|---|
| 総 額 | 819,558 | 100.00 | | |
| 勤 労 所 得 | 177,022 | 21.60 | | |
| 個人業主所得 | 533,743 | 65.13 | | |
| 個人賃貸料所得 | 12,592 | 1.54 | | |
| 個人利子所得 | 41,779 | 5.10 | | |
| 法人所得 | 54,422 | 6.63 | | |
| 公営事業剰余 | - | - | | |

市町村民個人所得

| 項 目 | 所得額 | 千円 | 構成比 | % |
|---------|---------|--------|-----|---|
| 総 額 | 816,601 | 100.00 | | |
| 勤 労 所 得 | 177,022 | 21.68 | | |
| 個人業主所得 | 523,868 | 64.15 | | |
| 個人賃貸料所得 | 12,592 | 1.54 | | |
| 個人利子所得 | 41,779 | 5.12 | | |
| 個人配当所得 | 9,883 | 1.21 | | |
| 振 替 所 得 | 51,457 | 6.30 | | |

結果の主要解析

| 項 目 | 市町村 | 県に対する割合(%) | 国に対する割合(%) |
|--------------------------|-----------|------------|------------|
| 総 人 口 | 7,340人 | 0.3280 | 0.031 |
| 配 分 所 得 総 額 | 809,683千円 | 0.2504 | 0.0045 |
| 一 般 会 計 歳 出 決 算 額 | 72,634千円 | 0.2271 | 0.0154 |
| 分 配 所 得 対 する 決 算 額 の 割 合 | 8.97% | 82.52 | 118.88 |
| 1 人 当 り 分 配 所 得 | 110,311円 | 67.40 | 60.05 |
| 1 人 当 り 個 人 所 得 | 111,253円 | 72.20 | 68.88 |
| 就 業 者 数 | 3,654人 | 0.2977 | |
| 就 業 者 1 人 当 り 生 産 所 得 | 223,481円 | 69.71 | |

農業臨時雇について

臨時雇費については農業所得算定上特別経費控除するため、事実確認資料として受領書をとることがむずかしい場合は日頃記入してある日誌などにより判断いたしますので、下の様式に整理していつでも確認できるようにしておいて下さい。

〔日誌の様式〕

| 農業臨時雇日誌 | | 経営者氏名 | |
|---------|-------|-------|-----|
| 雇入月日 | 被雇者 | 支給額 | 支払の |
| 月・日 | 部署名氏名 | 賃金 贈 | 覚え |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

記載上の注意

- 被雇者は誰々外人としない毎日個人毎に書くこと。但し田植の場合、他町村から多数雇入れる場合は合計の人数でもよい。
- 作業名ははっきり書くこと。
- 支給については現金、現物を明細に書くこと。

保険税について

現在の保険税は別途の会計で維持しており、保険の内容及び保険の必要性はたびたび役場だよりに掲載した通りであります。また昭和四十一年より本村も被保険者全員七割給付に踏み切った関係で保険財政もますます苦しくなりましたので、保険税の納税については特段の御配慮をお願いいたします。

また納税申告において社会保険料控除があり、納税済分については金額控除の対象になりますのでお忘れなく納税して下さい。

昭和三十九年度潟東村農地農業用施設

昨年六月十六日に発生した新潟新潟地震による被害は、農業用施設、いわゆる農道、用排水路それに架設してある橋梁の被害は非常に大きく、本村分の国庫補助事業として施行いたしました事業は二十五件、一億一千八百三十五万六千円となり、西川町から委託を受けて施行した二千七百二十五万六千円を加えると、一億四千五百八十八万二千円となり、さらにこれ等の補助事業の施行に関連して単独事業でなければならぬ八十八万五千円を含みますと、実に一億四千七百七十六万二千円という膨大な被害でありました。

御承知のごとく、災害復旧事業は土地改良区が事業主体になるより、地方公共団体である村が事業主体になって施行することが受益者に有利であります。

すなわち、村が事業主体になりますと、補助費について起債が可能になり、その起債の償還については、元金及び利息の九五%を交付税の基準財政需要額に算入されるからであります。

その意味で県から指導があり、昨年十月二十三日の臨時議会におきまして特別会計を設けて、村で事業主体となって施行することに議決を賜わったわけであり、さきさき程申し上げたとおり、被害が非常に大きく「激甚災害に処する」ための特別の財政援助等に関する法律の適用を受け、旧四ツ合村地区は九五%、旧大原村地区は九四%という高率な補助を受けることができました。

また、起債につきましても補助金の百分が充当されることになったのであります。

本村には技術職員がいないため県の指導もあって、設計及び現場監督業務を西蒲原土地改良区に委託した次第であります。

また、工事の施行につきましても、施設工事の認可を得て着手いたしましたわけですが、全体として、着手、完了ともに他町村より早く出来たのであります。

このことは議会をはじめ、関係各位の御理解と御協力の賜と、ここに深く感謝申し上げます。

なお72-23五之上水路は事業費が大きいため、設計が遅れるなどのため、二ヶ年の分割施行としました。

次に事業費であります。御承知のごとく、災害復旧事業は、事業費原則として三ヶ年に分割割当し、その額に応じて補助金を支出するという方法をとっています。

その比率は、初年度三割、翌年度五割、翌々年度二割というのが原則といわれております。

しかし、さき程申し上げたとおり、早急な工事など関係者の御協力と県のあたいた御理解によりまして初年度において五割四分という非常に大きな割当を受けることができました。

このことは、受益者をはじめ、工事施行業者の金利負担の軽減に役立つこととなつたのであります。しかし、残念なことに、高率の補助金が決定しているながら、国の予

参考 歳入歳出決算一覽 (単位千円)

| 歳 入 | | | | 歳 出 | | | |
|------------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|-------|
| 款 | 予算額 | 調定額 | 決算額 | 款 | 予算額 | 決算額 | 不用額 |
| 1 分担金及負担金 | 639 | 540 | 540 | 1 総務費 | 634 | 450 | 184 |
| 2 国庫補助金等収入 | 68,039 | 58,066 | 58,066 | 2 災害復旧費 | 78,440 | 78,440 | |
| 3 地方債収入 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 4 国庫補助金等収入 | 6,542 | 6,541 | 6,541 | | | | |
| 5 国庫補助金等収入 | 3,400 | 3,400 | 3,400 | | | | |
| 6 雑収入 | 455 | 455 | 455 | | | | |
| 歳入合計 | 79,075 | 69,002 | 69,002 | 歳出合計 | 79,074 | 78,890 | 184 |
| | | | 100.0 | | | | 100.0 |

(三頁より続く)

で総費用額の五五、〇%であり、一部負担金が一四、九七、七四万八千円の歳入欠陥として赤字になったわけであり、この不足補助金は一時借入金で処理したのであります。八月に交付されたことを申し添えておきます。

以上簡単に決算報告に替えさせていただきます。

年間の受診率は三七・八一%で即ち一人の被保険者が平均三・七回医師の診察を受けたという結果が出ました。一件当たりの日数が三、二日、一人当たりの費用額が五、〇四四円あります。

昭和三十八年度における受診率は三三・〇九%でありましたので、其の差約四七%の増加であります。

尚助産師費が八三件、育児諸費九三件、葬祭諸費は五四件でありました。

四、保健施設の状態

保健施設活動は一般衛生活動、特に公衆衛生活動と一体的な活動を行うことにより、その使命を果すよう努めております。

保健施設費の歳出総額は一、一七四、三四五円となり歳出総額の五・一%であります。

国民健康保険の運営は保健施設活動の成果に期待するものが大きいので、保健所と村の共同活動を図り、遂年その効果を挙げるよう努力してまいりたいと思っております。

五、総括

国民健康保険は全体的、全国的に非常にむづかしい時代をむかえております。

県下一六六保険者(市町村)の内、本村は積立金一、五〇〇、〇〇〇円を取り出すことにより、うやうやその場を切りぬけてまいりましたが、本年度においても療養諸費は依然上昇の傾向にあり、更に本年度一月より全員七割給付を実施いたしますことは既に御承知

昭和39年度潟東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算 (単位千円)

| 歳 入 | | | | 歳 出 | | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 款 | 予算額 | 調定額 | 決算額 | 款 | 予算額 | 決算額 | 不要額 |
| 1 国民健康保険料 | 10,150 | 11,433 | 10,413 | 1 総務費 | 2,487 | 2,244 | 243 |
| 2 国民健康保険料 | 195 | 181 | 181 | 2 保険給付 | 19,868 | 19,639 | 229 |
| 3 国民健康保険料 | 10,920 | 10,872 | 10,872 | 3 施設整備 | 1,268 | 1,174 | 94 |
| 4 国民健康保険料 | 1 | 0 | 0 | 4 雑費 | 7 | 0 | 7 |
| 5 国民健康保険料 | 10 | 15 | 15 | 5 雑費 | 0 | 0 | 0 |
| 6 国民健康保険料 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 6 雑費 | 0 | 0 | 0 |
| 7 国民健康保険料 | 572 | 573 | 573 | 7 雑費 | 0 | 0 | 0 |
| 8 雑収入 | 210 | 235 | 235 | 8 雑費 | 0 | 0 | 0 |
| 歳入合計 | 23,630 | 24,809 | 23,789 | 歳出合計 | 23,630 | 23,057 | 573 |
| | | | 100.0 | | | | 100.0 |

のとおりであります。給付の改善を行ない、しかも財政の健全を図らなければならぬ。極めて多難の年であり、本制度の発展充実について今後とも一層の御理解と御協力を望みます。

生活の知恵

新年明けましておめでとございませう。今年も佳い年でありますように、そして皆様のお健康をお祈り申し上げます。私も長い年月、湯東村保健婦としてお世話になりましたが来月一ばいで役場を還ることに成りました。御挨拶は又新ためてさせていただきます。この役場より過去六年と、とめのない事をのせていただき、何にやかにやと沢山お話ししてきたようですが今ふりかえってみると、何んかざつぱりまとまりがつかせんと、最後だと思ふとあれもこれもと、気が持てせくばかりで例の如く、まどまらないおしゃべりになりました。何にはともあれ健康が先ず第一です。くれぐれも体を大切に、おじいちゃん、おばあちゃんに長生きして下さい。私の大好きな可愛い赤ちゃん、そして、もう大きくなって、保健婦さん、とぶらさかかってくる、きかん坊さん、皆々懐かしい楽しい思い出に思われます。大きく、強く、素直に明るく育って下さい。それでは前置きは、これ位にして保健のお話をしまししょう。

一月十五日は成人の日、思ったよりも多くの方の出席状況を聞き、ホットした気分でした。湯東村の将来を荷なって、其の若々しさは私達の希望と期待です。そこで保健婦の立場から一言。
四十一年度に於いて青年及新婦教育指導の必要性を感じ、これを公民館と厚生で協力し実施する計画です。近來母子保健法の成立など、母子衛生への関心がとみに高まってきましたことは日頃その必要性を話してききました私達にとって

大変うれしいことです。毎月の乳児、妊婦、産婦の検診、学級は相当な効果をあげていますが、まだまだいろいろの問題をもつていませう。それには肝心な婚前教育が成されていらないこと、原因の多くが有ることを、しみじみと感じ、その対策の必要性を考へさせられた次第です。例えば家族計画、妊娠初期の知識等、全然といつてよいほど、乏しいかなせ、これといえども、どうぞその実施にはいろいろ困難もともないましようが、きつと皆様の御期待にそうこが出来ると思ひますので御理解と協力の程お願い致します。

次に成人病対策ですが、老人クラブの活動の活発なことは驚くばかり、村内を圧しています。その意気その意気、あなた方だけでは、く部路中が明るく若返ってくる感じがします。検便、レントゲン、健康診断の成績はピカ一、どうぞもともんと胸を張ってガンバって下さい。

ところで脳強血や高血圧は勿論、湯東村死亡第一位を占める癌についてお話ししましょう。癌は早期発見さえすれば必ずしも恐ろしくないとはいわれませんが、実際問題となると早期発見はそれ程容易ではありません。癌の時発症年齢等は集団検診、人間ドック、等がありませんが、現況では新潟県、等に充分に事業が行なわれません。でも近いうち西蒲原でも保健所を中心として行なわれるでしょう。しかし死亡の一番多い胃癌については手おくれの原因です。これらの癌の早期発見には個人個人に癌の正しい知識を得てもらい、どのようにな人が、どのような癌にかかり易い、初期の症状として手おくれになること、どの位のほど手おくれになるか、このようなことを指導するだけでなく手おくれにならない

時期の受診を進めてゆく方法で皆様の不幸と不安をとりのぞきたいと考へています。
では終りに一言赤ちゃんについてお話ししましょう。
赤ん坊と食飲、公民館によりに栄養士さんがくわしく栄養についてお話ししておられます。実に栄養学の進歩は私達にいろいろのことを教えてくれました。沢山のビタミンの名とその必要量、蛋白質の価や必要量、実にめまぐるしいばかりです。でも人間のもっている食飲というデリケートな本能についてあまり書かれてはいません。例えは赤ちゃんのミルクも一日にこれだけ飲まなくては行かないとか、飲んだだけの離乳食を与えないと発育に悪いなど、栄養学は教えてくれますが、かんじんの赤ん坊の方は少しも栄養学の言うことをききません。苦心して作った調乳を半分も飲んでくれない、離乳食には目もくれない、つぼ茶飯保健康はきいていません。こんな時は食物の強制を避け、少しも栄養のあるものを食べさせてくれればよい、そう思ひます。でも親や育てる人の面倒がりて手をはたき離乳をすすめず子供の好き嫌いや食の細くなることはいけません。無理強いするのは子供の精神的にもよいと思われませう。ついに食べる事に恐怖をもつようになるでしょう。このように乳児の取り扱いにしても刻々と方法が変化してきています。常に教育文化は進んでいるのです。若いお母さん、出稼も結構ですが、可愛子供達のためにもっとも勉強して下さい。大変長くなりましたが、まだまだお話ししたい事だらけです。役場の保健事業も大きく躍進しつつあります。保健婦への考へ方も変わる

水稲新奨励品種 発表さる

（四十二年播種用予約 取まどめについて）
稲 済 土 木 課

既に、新開等で御承知かと思ひますが、待望久しい新品種が一月六日の県奨励品種選定委員会決定となり四十二年用から需要に供する予定となりました。この品種は系統番号本四十六、本四十九の本村大曾根甲種子方でも栽培され、お気づきの方もあろうかと思ひます。つきましてはこの四十二年用種子粗申込取扱いを左記のとおり行なうべく先般各農協係由で各部落農家組合(班)宛に通知致しましたので御希望農家は尚参考までに各品種特性を簡単に載せておきますが詳しくは役場又は農協へ問合せ下さい。

- 一、新奨励品種名
 - 八千穂(系統番号本46)
 - 越みのり(系統番号本49)
 - ホウネンワセ(父農林一号 × 母農林二十二号)
- 二、申込期限(二月五日(農協))
- 三、各品種別特性表(下表)
- 四、適地、栽培上の注意等については各農家組合長、班等へ詳しい特性内容が配布してありますのでおたずね下さい。(又は役場農協へ)

※ 八千穂、越みのり、初音もこのいもち病の耐病性はC群箇に弱いと予想される。

| 品 種 名 (系 統 名) | 出 穂 期 | 発 芽 性 | 穂 芽 性 | 苗 丈 | 稈 長 | 一 穂 粒 数 | 總 粒 数 | 倒 伏 | 感 光 性 | 感 温 性 | 耐 病 性 | | | 粒 質 | | | | |
|------------------|---------|-------|-------|-----|-----|---------|-------|-----|-------|-------|-------|------|-----|-----|----|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | 紋 枯 | こま葉枯 | 白葉枯 | | | | | |
| 八千穂(本46) | 月日 7.30 | や鈍 | や鈍 | 短 | 短 | 中 | や多 | 強 | 低 | や高 | 強 | 強 | 中 | や強 | 多 | 中 | 上 | |
| 越みのり(本49) | 3.14 | や鈍 | 鈍 | や長 | や短 | や多 | 中 | 極強 | や高 | や高 | 強 | 強 | や強 | 中 | や強 | 多 | 中 | 上 |
| 初音(本41) | 8.1 | や敏 | 敏 | 短 | 短 | や多 | や多 | や強 | や低 | や高 | 強 | 中 | 中 | 中 | 多 | 小 | 上 | |
| ホウネンワセ | 7.31 | や敏 | や敏 | 中 | や短 | 少 | 多 | 中 | 低 | や高 | 中 | 中 | や弱 | 中 | や多 | 小 | 上 | |

新奨励品種特性一覧表